

総務省

移動期日前投票所について

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示日に、期日前投票所[※]の場所（2以上の期日前投票所を設ける場合には、その場所及び設置期間）を告示しなければならない。

※ 移動期日前投票所を含む。

- 個人宅名や自宅住所の細部の記載に代えて、広く一般の選挙人が場所を特定できる施設名の記載により投票場所を告示することも可能。
- 告示した投票場所に告示した時間に到着している者は公職選挙法第53条の「投票所にある選挙人」に該当し、その介助等に時間を要した場合においても、投票が終わるのを待つことは可能であり、告示した時刻を超過して当該投票場所に移動期日前投票車が滞在することは差し支えない。その場合でも、次の投票場所で投票できる時間は告示どおりでなければならない。
- 事前に設置を希望した選挙人の自宅付近が投票場所として選挙期日の告示の際に告示されるが、当該選挙人が当日体調悪化等のために投票しないことは自由。ただし、告示した場所・時間帯に移動期日前投票所を設置しなければならない。